

**除却（解体）前 【助成申請に必要な書類一覧】**

令和7年1月15日までに申請し、1月末までに解体業者と契約すること。

確認	必要書類	用途・内容・注意点	提出	取得方法	
必ず提出するもの	江戸川区老朽住宅除却工事助成申請書	申請者 = 解体費用の負担者	原本	区ホームページ 原則、申請者が記入・押印	
	耐震コンサルタントの相談・調査結果報告書（全ページ）	耐震性能の判定、対象住宅の確認等	コピー	耐震コンサルタント 派遣完了後に 区から郵送	
	この報告書には以下の2つの書類が含まれています。予めご確認ください。				
	平面図及び間取図	解体前の建物の写真（撮影日入り）			
	申請者	住民票	申請者の氏名・住所の確認	原本	原則として、申請者の 住民票上の住所がある区 市町村役場
	住民税が課税されている場合	住民税納税証明書	住民税を滞納していないことの確認 (未納税額=¥0 or 未納税額=納期未到来税額) 年度は以下のとおり。	原本	
		住民税が非課税の場合	住民税非課税証明書		
	建物	登記されている場合	登記事項証明書 (全部事項証明書)	原本	法務局
		未登記建物の場合	固定資産税納税通知書 及び課税明細書	コピー	都税事務所から 毎年6月頃に郵送
	土地	登記事項証明書（全部事項証明書）	土地の所有者等の確認	原本	法務局
	解体工事の見積書（経費の内訳がわかるもの）	解体工事金額の確認 複数棟の場合は棟別の内訳も必要です。	コピー	解体工事請負業者	
	建設業の許可又は都の解体工事業の登録を受けていることを証する書類（見積書発行業者のもの）	請負業者(受注者)が適法に解体工事業をなすうることの確認	コピー	解体工事請負業者	
	案内図（住宅地図のコピーに目印をつけたもの等）	対象住宅の特定、接道状況の確認等	コピー	申請者が作成	
場合によるもの	建物所有者の承諾書（申請者とは別に所有者がいる場合）	申請者以外にも権利者がいる場合に、 建物の解体を承諾していることの確認 (所有者/共有者1名につき1枚)	原本	区ホームページ 建物所有者が記入・押印	
	土地所有者の承諾書（申請者とは別に所有者がいる場合）		原本	区ホームページ 土地所有者が記入・押印	
	委任状（代理人が申請手続きをする場合）	代理権があることの確認	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印	

上記以外の書類が追加が必要となる場合があります。

- （よくある事例）相続登記が未了の場合「遺産分割協議書」または「遺言書」、なければ「登記上の所有者の出生～死亡の戸籍謄本」など  
 建物を購入したが登記が未了の場合「建物の売買契約書及び代金の領収書」など  
 建物の増築時期や面積が不詳の場合「増築時期・面積が記載されている固定資産税評価証明書」など  
 賃借人など建物に居住権を有する者がある場合、その者の「承諾書」など

**除却（解体）後 【実績報告に必要な書類一覧】**

令和7年2月28日までに提出すること。

確認	必要書類	用途・内容	提出	取得方法	
必ず提出するもの	江戸川区老朽住宅除却工事助成事業実績報告書	助成決定者 = 申請者 = 解体費用の負担者 (印鑑は助成申請時と同じものを使用)	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印	
	解体除却工事に係る契約書 (書面上、注文者=申請者であること)	契約日・契約者・金額の確認	コピー	解体工事請負業者	
	解体除却工事に係る領収書 (書面上、宛名・発行者・金額が契約書と整合すること)	解体金額・支払日・費用負担者・ 請負業者の確認	コピー	解体工事請負業者	
	工事中の写真及び工事完了後の写真（撮影日入り）		解体途中・解体終了後(更地状態)の写真 全体が写るように撮影、方角を明記	原本又は コピー	申請者、代理人 又は解体業者
	登記されている場合	滅失登記完了証 又は閉鎖事項証明書	解体が完了していることの確認	原本	法務局
		未登記建物の場合		家屋異動届出書 (受付印が押されたもの)	コピー
		江戸川区老朽住宅除却工事助成事業助成金請求書	助成金の入金先の確認および支払手続 (印鑑は助成申請時と同じものを使用)	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印

手続きの流れは裏面参照。

ご質問がありましたら、建築指導課耐震化促進係までお問い合わせください。（直通：03-5662-6389）

# 除却助成制度の手続きの流れ

